

マイナ保険証

早めの準備を!

健康保険証は
令和7年12月2日に廃止!



医療機関等の受診方法はマイナンバーカードで行うことが基本となります。保険証廃止までに、マイナンバーカードで受診できるように、マイナポータルで健康保険証利用の申し込みを済ませておきましょう。

医療情報の共有化で 質の良い医療が受けられます

マイナンバーカードの
健康保険証利用について



厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

手続きなしで 高額な窓口負担が不要に!

マイナンバーカードの
メリットと安全性



デジタル省

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/pros-and-safety>

健康保険証の廃止に伴う 「資格確認書」の一齐交付について

健康保険証の廃止に伴い、マイナ保険証の利用が難しい方などには、今年の秋ごろをめどに、ご本人の申請を要することなく、事業所等を通じて「資格確認書」が交付されます。詳細につきましては、今後、『健保だより』や当組合ホームページ等でお知らせいたします。

資格確認書一齐交付対象者 (有効な健康保険証をお持ちの方)

- ① マイナンバーカードを持っていない方
- ② マイナンバーカードを持っているが、マイナ保険証の利用登録をされていない方
- ③ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方
- ④ マイナ保険証の保険証利用登録を解除した方
- ⑤ 当組合にマイナンバーの届出がない方



「資格確認書」一齐交付対象者
【約14万人(令和7年5月末データ)】

問合せ

組合本部 適用課 TEL 03-3663-1361(代)
城南支部 適用係 TEL 03-5537-2400(代)

城西支部 適用係 TEL 03-3342-8821(代)
城北支部 適用係 TEL 03-3980-1501(代)